

地方インフラ整備計画【ミャンマー】

施策所管局課 国別開発協力第一課

評価年月日 令和7年4月

1 案件概要	
(1) 供与国名	ミャンマー連邦共和国
(2) 案件名	地方インフラ整備計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日、供与条件などを含む	ミャンマーの地方部における基礎インフラ（道路・橋梁、電力、給水）の新設・改修・設置等を行うことにより、同地域住民の生活向上を図り、もって、地方の安定的な社会経済開発に寄与するもの。 事業内容 ・ 地方における道路・橋梁の整備 ・ 低圧送配電網改修・拡張 ・ 地方都市給水施設整備・拡張 ・ コンサルティング・サービス ア 閣議決定日：令和2年1月21日 イ 供与限度額：386.42億円 ウ 金利：0.01% エ 償還（据置）期間：40(10)年 オ 調達条件：一般アンタイド
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	ア 社会ニーズの現状 本事業の計画当初、ミャンマーの貧困率（貧困人口の割合）は32.1%（2015年）とメコン諸国の中でも極めて高い水準にあり、また基礎インフラ（上水・道路・電化）については、上水道普及率が23%（メコン諸国平均39%、2017年）、道路舗装率が35%（同右62%、2018年）、電化率は59%（同右82%、2017年）と同国の基礎インフラの改善を図る必要があった。 現在も、政変後の厳しい財政事情により上水道・道路舗装率について改善は見られない。また、電力については、電力不足に伴う計画停電（1日16時間の停電）が続いており、一般市民の生活に影響が生じていること

	から、本事業に関する社会的ニーズは引き続き認められる。 イ 事業遅延に関する経緯・現状 ミャンマー情勢の影響により、事業の遅延が発生している。
(2) 今後の対応方針	本件に関する社会的ニーズは引き続きあるものの、2021 年のクーデターに伴いミャンマー情勢が不安定化しているところ、同情勢の推移を踏まえ、対応ぶりを慎重に検討する。
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 ・ 政策評価法に基づく事前評価書 ・ 国際協力機構の案件検索 ・ 国際協力機構の事業事前評価表 ・ そのほか国際協力機構から提出された資料